

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 6 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 3 年 12 月 15 日(水) 午後 14 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第6回委員会議事録

1. 開催日時 令和3年12月15日(水) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
藤本 昭 夫
齋藤 信 二
渡邊 英 敏
疋田 一 則
清家 皆 一
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
本庄 新
- 欠席委員 須川 直 樹
- 事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、大竹主任
- 農林水産部 景平審議監
- 漁業管理課 高野課長、甲斐主任
- 水産振興課 大屋課長、倉橋課長補佐、安部主任
- 臨席者 北部振興局 岩野英樹
4. 議事録署名委員 清家皆一委員、小野裕佳委員
5. 協議事項及び審議の結果

- 第1号議案 宝石さんごの採捕禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
- 第2号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間
について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した
- 第3号議案 大分県資源管理方針の一部改正について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した
- 第4号議案 知事管理漁獲可能量の設定について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第6回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の大塚です。よろしくお願ひいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中14名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに景平審議監からごあいさつを申し上げます。

景平審議監 (あいさつ)

ありがとうございました。

景平審議監は所用のため、ここで退席させていただきます。

議事に入ります前に、資料の確認をいたします。

本日は「議案書」と資料①から資料③の合計4部をお配りしています。不足がある場合は事務局にお知らせ下さい。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願ひします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。清家委員と小野裕佳委員にお願ひします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」お諮りします。事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の3ページをお開きください。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」ご説明します。

宝石さんごは、中国等での需要の高まりを受けて価格が高騰しており、本県においても宝石さんごを対象とした採捕が行われれば、貴重な資源の減少や漁業調整上のトラブルの発生が懸念されることから、水産庁の技術的助言に基づき隣県と協調して規制を強化するものです。

なお、大分県漁業協同組合長からも宝石さんごの採捕を禁止する委員会指示を發出してほしい旨の要望書が提出されており議案書の4ページに掲載しています。

資料①をご覧ください。これが平成27年10月に水産庁から發出された「国内の宝石サンゴ資源の管理について」の技術的助言です。中程にある「1.背景」のところアンダーラインで示していますが、宝石さんごは1年間で0.2mm程度しか成長しない、すなわち、1cm成長するのに50年を要することになり、一旦、資源が減少してしまった場合には、その回復に非常に長い時間がかかるという生物学的特徴があります。

このような宝石さんごを狙って、平成26年頃から多数の中国船が小笠原水域で操業し、問題となったことから、宝石さんごの適切な管理を進めるためにこの技術的助言がまとめられたものです。

2ページをお開きください。一番上の「2.漁獲努力量の凍結について」ですが、現行許可制又は許可制導入を検討している都道府県を対象としたもので、(1)現状以上の数の許可を発給しないなど、総漁獲努力量が増えない措置をとることとします。

3ページをご覧ください。「6.一般採捕の禁止」ですが、さんご漁業を除く漁業及び遊漁による宝石さんごの採捕について、現在、規則に基づく規制が設けられていない場合、速やかに関係海区委員会の指示で禁止するなどの措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行う。とあります。

本県ではさんご漁業の実態はなく、許可制に移行する予定もありませんが、農林水産研究指導センター水産研究部が過去に行った調査により、宝石さんごの存在が確認されていることから、「6の一般採捕の禁止」に基づき平成28年から委員会指示の發出をお願いしてきたものです。

5ページをご覧ください。全国の状況について掲載しています。

これを見ますと、平成27年度以前に許可制を導入していた青

色の東京、高知など5県は制限又は条件の見直しや期間短縮などの管理の強化、水色の和歌山県は新たに許可制の導入、本県を含めた黄色の10県は委員会指示による規制を導入しています。なお、赤色の福岡県、佐賀県について管理の強化が不要との判断をしています。

ページ右上に平成29年3月6日現在とありますが、水産庁に今もこの内容が変わっていないことを確認しています。

議案書の5ページをお開きください。

委員会指示案を掲載しています。

この指示は、漁業及び遊漁に関わらず、宝石さんごの採捕を大分県海域で禁止するものですが、5行目に「ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りではない。」としています。

漢数字1で宝石さんごの定義として、アカサンゴ、モモイロサンゴ、シロサンゴの生体及び死骸としています。漢数字「3」の承認の対象者ですが、承認の対象者となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者で、取扱要領で国若しくは地方公共団体、独立行政法人若しくは大学に限定しています。

漢数字8では承認を受けて採捕した宝石さんごの譲渡又は販売の禁止を規定し、9では混獲等により採捕した宝石さんごの所持又は販売を禁止するものです。漢数字12の指示の有効期間は令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間としています。

6ページからは、宝石さんご採捕承認等事務取扱要領を掲載しています。

なお、有効期間を変更した他は、指示の内容は変更されていません。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はありませんか。

渡邊委員 この委員会指示が発出される前に採捕した宝石さんごを持っていても何も問題は無いのですか。

事務局長 委員会指示が発出される以前に持っていた宝石さんごの所持を禁止するものではないと考えます。

清家委員 今これを採っている人はいるのですか。

事務局長 大分県海域では採っている人がいるとは聞いていないです。

議長 他にご意見もないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発動することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第2号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の17ページをお開きください。県外漁業者が大分県海域で小型機船底びき網漁業及び中型まき網漁業を操業するための許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

18ページが知事からの諮問文です。

次の19ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う2件について、表の形にしております。山口県の小型底びき網漁業者と愛媛県の中型まき網漁業者の大分県海域への入漁に係る許可ですが、表の下「県外漁業者の入漁について」にありますように、県外漁業者の入漁に関する具体的な取り決めは、各県間の協

定もしくは漁業者間の覚え書きによって定めることとなっております。

今回の山口県及び愛媛県の漁業者の大分県海域への入漁は、そうした協定・覚え書きに基づいたものであり、8月2日に開催された周防灘3県連合海区漁業調整委員会及び9月13日に開催された豊予連合海区漁業調整委員会において、それぞれ合意されております。

それでは、漁業の概要について説明します。はじめに、表の上段、山口県漁業者による小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業についてです。この漁業は、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は、表の中央列にありますとおり、「えび類、雑魚」です。

従来より、山口県と相互に入漁しているもので、3月末に許可の有効期間が満了となることから、今回公示するものです。この漁業の入漁に関する協定は、資料②の7ページから14ページに掲載しておりますので、別途ご参照ください。

次に、表の下段、愛媛県漁業者による中型まき網漁業です。この漁業は、集魚灯を用いて集めた魚群を帯状の網で取り囲んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「いわし、あじ、さば」です。

公示に至った背景について、表の下「追加公示について」をご覧ください。この漁業は、前回の委員会においても同内容の制限措置にて、本委員会に対し諮問しました。そこで「異議なし」との答申をいただいたため、令和3年10月15日付けで、許可隻数を「3隻」とする制限措置の公示を行い、この公示により、3隻許可を行ったところです。

しかし、その後、愛媛県より新たに1隻の入漁の要望を受けました。両県の協定上、入漁統数の上限は「現行の操業統数」であり、協定が締結された令和3年9月13日付けで、愛媛県知事の中型まき網漁業の許可を受けている愛媛県漁業者は16統であることから、1隻追加することは可能です。

また、中型まき網漁業者で構成する大分県旋網漁業協議会においても、新たな入漁は問題ないとのことでした。よって、今回追加で公示するものです。

なお、愛媛県からの要望書は、議案書21ページと22ページに、入漁に関する協定・覚え書きは、資料②の15ページから20ページに掲載しておりますので、別途ご参照ください。

今回公示する漁業の概要については以上となりますが、11月30日時点の相互入漁に係る許可状況を議案書19ページの下部に参考に記載しておりますのでご覧ください。

小型機船底びき網漁業については、山口県に対し82隻、本県に対し14隻の許可がそれぞれ出ております。中型まき網漁業については、愛媛県に対し3隻、本県に対し4隻の許可がそれぞれ出ている状況です。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」と「4 本件公示の申請期間」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。資料②の1ページをご覧ください。

はじめに、山口県漁業者の小型機船底びき網漁業です。公示する制限措置の具体的な内容を記載しています。

まず、表のいちばん左の欄の「漁業種類」は、「手繰第2種こぎ網漁業」で、右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、協定に基づき「120隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」で従来どおりです。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するところとおりますが、4ページに図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、周防灘三県に関する海域を示したもので、斜線を引いた区域が、福岡県・山口県・大分県の3県共通海域で、灰色で着色された区域が、今回公示する許可に関する大分県海域です。今回の大分県知事の許可により、山口県漁業者は灰色で着色された区域で引き続き操業できることとなります。

1ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「4月1日から翌年の3月31日まで」の1年間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「山口県知事から小型機船底びき網漁業手繰第2種漁業の許可を受けた者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和4年2月4日から同年3月4日まで」の1ヶ月間です。

以上が、山口県漁業者の小型機船底びき網漁業についてです。

続いて、5ページをご覧ください。愛媛県漁業者の中型まき網漁業について説明します。

まず、表のいちばん左の欄の「漁業種類」は、大分県では魚種を限定しておりますので、「いわし、あじ、さばまき網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、今回要望のありました1隻としています。その右の欄の「船舶の総トン

数」は「5トン以上20トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、6ページに図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、大分県と愛媛県の間海域を示したもので、今回の許可により、愛媛県漁業者は灰色で着色された区域での操業が引き続き可能となります。

5ページに戻っていただき、表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「11月1日から翌年の10月31日まで」の1年間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「愛媛県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であって、「大分・愛媛両県沖合におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者」です。

いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするため、「周年」とします。以上が、愛媛県漁業者の中型まき網漁業についてです。

引き続き、議案書20ページに戻っていただいて、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において規定されており、本日説明した漁業は全て5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回公示する漁業はいずれも、毎年、漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定及び覚書の更新について合意された後に許可の更新に至ることから、従来と同様に1年間に短縮します。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第2号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第2号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。
次に、第3号議案の「大分県資源管理方針の一部改正について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長 それでは、第3号議案の「大分県資源管理方針の一部改正について」、ご説明します。
議案書の23ページをお開きください。
大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して、各都道府県で定めることになっております。
今回、大分県資源管理方針の一部改正にあたって、漁業法の規定に基づき大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。
24ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。
詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

安部主任 水産振興課の安部でございます。
大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規程に基づき、国が作成した資源管理基本方針に従って令和2年12月1日に制定されております。これには、資源管理に対する基本的な考え方や管理の手法などが記載され、特定水産資源、いわゆるTAC魚種についても記載されております。今回、大分県資源管理方針の一部を改正するにあたり、大分海区漁業調整委員会にお諮りするものです。
それでは議案書の25ページをお開きください。こちらは、大分県資源管理方針の新旧対照表で、右側が現行で左側が改正後になります。
右側の現行をご覧ください。別紙1-1のまあじの規定ですが、第2の1の「(2)漁獲量の管理の手法等」では、漁獲量の報告に係る期限を定めています。漁獲量の報告は、①の通常時は「陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで」と定められています。しかし、漁獲が積み重なり漁獲可能量を超過するおそれが出てきたときは、②にあるように漁業法第31条の規定に基づき漁獲量が公表されたあとは「陸揚げした日から3日以内」とな

ります。

この「陸揚げした日から3日以内」の報告期限には、土・日の週休日や祝日、年末年始等の行政機関の休日も含まれており、報告を受けることができないといった問題が生じることから、行政機関の休日を報告期限に算入しないよう改正を行うものです。

左側の改正後をご覧ください。具体的には、第2の②のアンダーラインを引いている赤字部分ですが、「行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。」との記述を追加しております。

なお、数量明示で漁獲可能量管理を行っている別紙1-3のくろまぐろ（小型魚）、別紙1-4のくろまぐろ（大型魚）でも同様に改正を行うものです。

議案書の27ページから36ページには、改正後の資源管理方針を、資料③の1ページ目には行政機関の休日に関する法律の条文を載せておりますので、参考にしてください。

以上で私からの説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。ご質問・ご意見があればお伺いします。

よろしいですか。ご意見ございませんか。

ご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 　　異議なし

議長 　　異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に、第4号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長 　　議案書の37ページをお開きください。

大分県知事は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された知事管理区分に配分し、漁獲可能量を設定することになっていきます。

今回、知事管理漁獲可能量の設定にあたって漁業法の規定に基づき大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

38ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の

写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

安部主任

水産振興課の安部です。

お手元の資料③の2ページ目をご覧ください。知事管理漁獲可能量とそれぞれの魚種ごとの知事管理区分について説明します。

知事管理漁獲可能量は漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。具体的には、国から各都道府県に配分された特定水産資源、いわゆるTAC管理魚種について、漁業種類等で定めた知事管理区分に配分する数量を設定します。本県では現在、まあじ、まいわし、くろまぐろ小型魚・大型魚、するめいか並びにまさば及びごまさばが該当しています。

今回はこのうち、令和4年1月1日から12月31日までが管理期間であるまあじとまいわしについて漁獲可能量を設定するものです。

資料中段の、知事管理区分への配分案をお示した表をご覧ください。知事管理区分についてですが、まあじでは、中型・小型まき網漁業とその他のまあじ漁業で2つの管理区分を設定し、まいわしについては、県下全体で1つの知事管理区分とする予定です。これは、今までと変わりありません。

表の下の点線枠内をご覧ください。漁獲可能量の設定の考え方についてご説明します。国は、国全体の漁獲量のうち、上位8割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準とあって、漁獲努力量を通じた管理を行っています。

まあじは、本県の漁獲量が国全体の漁獲量の上位8割に入っていることから、国から数量を明示して配分が行われ、2,900トンが配分されました。一方、まいわしは上位8割に入っていないので、現行水準となり、目安数量として2,721トンが示されました。目安数量とは、表の下の※の2にありますように現行水準管理を行う管理区分が、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより管理するための目安となる数量のことで、数量明示の漁獲可能量のように漁獲量を超過しても、直ぐに助言や指導の対象となるものではありません。

もう一度、資料中段の表をご覧ください。国の漁獲量の配分に対する考え方は県でも同様に行うよう指導されており、県全体のまあじの漁獲量の8割を占めるまき網漁業区分に対しては、数量を明示して配分を行います。R4年の大分県全体のまあじの配分量

は2,900トンなので、当該管理区分へは、そのうち2,080トンを配分する予定です。釣りや定置網などのその他のまあじ漁業区分は現行水準管理で目安数量を520トンとし、漁獲努力量を通じた管理を行う予定です。漁獲努力量の指標は、これまでどおり漁船の隻数とする予定です。また、県の漁獲可能量のおよそ1割に相当する300トンを留保枠として保有し、必要に応じて当該管理区分へ追加配分する予定としています。

なお、本県への割り当て数量2,900トン、中型・小型まき網漁業区分の2,080トンについては、直近10年の漁獲実績と比較すると、余裕のある漁獲可能量となっております。

また、まいわしは県下で一つの管理区分とし、現行水準管理で目安数量を2,721トン、漁獲努力量の指標は、これまでどおり漁船の隻数とする予定です。

資料下段のその他には、知事管理漁獲可能量に関する事項を記載しています。国からの配分量は、最新の資源評価結果によって毎年更新されるので、今後、変更される可能性があります。また、国の留保枠や調整が整えば他県から漁獲可能量を貰う「融通」という仕組みもあり、漁獲可能量の上限を引き上げることも可能です。また、数量配分と現行水準の基準については、3年を目処に見直される予定です。

議案書39ページをご覧ください。こちらは、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の告示案です。これまでご説明した内容を記載しております。

続いて、資料③の3～4ページ目には、まあじとまいわしの漁獲実績の表を、資料③の5ページ目には、国からの漁獲可能量に関する通知を、資料③の6ページ目以降には法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にされてください。

以上で私からの説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があればお伺いします。

疋田委員 　　今年度、鶴見のまき網がまあじを結構獲っているのですが、枠はまだあるのですか。

安部主任 　　そうですね。資料③の3ページをご覧ください。まき網で9月までで791トンが漁獲されており、まだ途中経過は概算ですので、こちらの表にはお示ししていませんが、今の漁獲状況であれ

ば、この枠を超える恐れは今の所ないのでそこは安心して頂いて良いと思います。

山尾委員 令和3年度2,700トンの枠が令和4年度には2,900トンに上がっているのは、令和3年度の水揚げが多いからですか。

安部主任 まあじの資源量について毎年評価していますが、今年度の評価が昨年度に比べて良かったので、大分県だけではなく他県も同様に漁獲可能量が増加しています。

山尾委員 これからも増加していく可能性は十分にあると思って良いですか。

安部主任 資源評価結果次第ですが、引き続き資源管理を行っていけば、増えていく可能性は当然あると思います。

議長 よろしいですか。他にご意見ございませんか。
他にご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。
次に「別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認について」事務局から報告してください。

事務局長 議案書40ページをお開きください。
第1回委員会での報告の後、12月10日までに計29件の申請を承認しており、累計で375件となっています。
次の41ページにその内訳を載せています。令和3年度の累計欄をご覧ください。県漁協関係が156件、遊漁船業団体が2件、船釣り団体が210件、協定団体未加入者が7件でございます。
一番下の合計欄をご覧いただきたいと思いますが、過去4年間の承認件数を比較いたしますと、年々、少しずつ減少してきている状況です。また、42ページには船釣り団体の内訳、43ページには、平成23年度からの実績を掲載しています。以上でござ

います。

議 長

ただいまの報告にご質問等はありませんか。
特に無ければ、次に「各種会議の開催状況について」事務局から報告してください。

事務局長

議案書の45ページをご覧下さい。
まず、連合海区漁業調整委員会と広域漁業調整委員会ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止により、県庁や水産会館などにおいてウェブ会議で開催されております。
周防灘三県連合海区が8月2日に開催されまして、小底第3種貝桁網の操業始期など、例年と同じ内容で問題なく承認されております。
次に、大分・宮崎連合海区が8月31日に開催されまして、まき網漁業の相互入会に関する協定など、例年と同じ内容で問題なく承認されております。
次に、伊予灘連合海区が9月8日に開催されまして、小型底びき網やたこつば、たる流し、きす流し刺網、ごち網のそれぞれの委員会指示につきましては、例年と同じ内容で問題なく承認されています。
次に、豊予連合海区が9月13日に開催されまして、まき網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業の協定又は覚書が無事締結されています。
続きまして2番目、広域漁業調整委員会についてです。太平洋広域漁業調整委員会が11月22日に開催され、濱田委員に出席していただきました。委員会では太平洋クロマグロに関する承認等について審議されました。
続きまして、瀬戸内海広域漁業調整委員会が12月1日に開催され、本庄委員に出席していただきました。委員会では太平洋クロマグロに関する承認等について審議されました。
両広域漁業調整委員会につきましては、3月にも予定されておりますのでよろしくお願いいたします。
続きまして3番目、全漁調連ブロック会議です。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議となっております。
九州ブロック会議が10月27日に開催され、各海区からの要望事項等が承認されました。来年度は長崎県での開催となります。
次に西日本ブロック会議ですが、11月15日に開催され、各

海区からの要望事項等が承認されました。来年度は広島県での開催となります。

最後になりますが、4番目の大分海区漁業調整委員会でございます。本日、第6回の委員会でございますが、来年2月に第7回委員会を、3月に第8回委員会を予定しています。議案につきましては、例年同様の委員会指示の発出の予定です。

各種会議等についての報告は以上です。

議 長

ただいまの報告にご質問等はありませんか。

特にありませんね。以上で本日予定していた議案はすべて終了しました。事務局にお返しします。

事務局長

ご審議ありがとうございました。これをもちまして第6回委員会を終了します。次回委員会は2月に予定しています。詳細は後日連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第6回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年12月15日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員